

令和元年度補正予算
小規模事業者持続化補助金<一般型> 公募（第1回受付締切）のご案内
（横浜商工会議所）

1. 事業概要

小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました。

申請にあたりましては、これまで同様、事前に商工会議所での申請書類の確認を受けることが必須となります。

○補助率：補助対象経費の3分の2以内

○補助上限：50万円（一定の条件を満たす場合、補助上限の引き上げ有）

※詳細については、下記URLより公募要領をご確認ください。

URL：<https://r1.jizokukahojokin.info/>

2. 補助対象者

①商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）【常時使用する従業員5人以下】

②サービス業のうち宿泊業・娯楽業【常時使用する従業員20人以下】

③製造業その他【常時使用する従業員20人以下】

一定要件を満たす特定非営利活動法人も対象となり得ます。

3. 公募期間

通年で受付を行い、約4か月ごとに受付を締め切って、受付回ごとに審査・採択を行います。

今回ご案内する【第1回受付締切】は、2020年3月31日（火）（当日消印有効）

※補助事業の完了期限：2021年1月31日（日）

※第2回受付締切は、2020年6月5日（金）の予定となります。最終第10回受付締切は2023年2月初旬頃を予定しています。

4. 申請方法

申請にあたり

業支援計画書

なお当所にて

すので、記載

一週間前とな

願います。

第1回受付分は

3月24日（火）に締め切りました

提出頂き、「事

あります。

が必要となりま

年の受付締切の

項のご提出をお

5. その他

採択審査時の加点のうち「新型コロナウイルス感染症加点」の「②間接的な影響(売り上げ減少)」の付与を希望する方は、横浜市発行の確認書が必要となります。（本確認書については、当所への提出が3月24日以降でも結構ですので、事前にご相談ください。）詳細はこちらから。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/shoukibo.html>

<お問い合わせ先>

横浜商工会議所 中小企業相談部 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階

○東部支部担当（鶴見区・中区・西区）

TEL 045（671）7519

○西部支部担当（保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・戸塚区・栄区・泉区）

TEL 045（671）7525

○南部支部担当（南区・港南区・磯子区・金沢区）

TEL 045（671）7529

○北部支部担当（神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都筑区）

TEL 045（671）7538

○運営企画担当

TEL 045（671）7450